

# 市報

2021  
No.626

# 1.10

# ひたちなか

- 2 令和3年 年頭のごあいさつ
- 3 ひたちなかの市民力 夢輝く子どもたち
- 4 市民税・県民税の申告のお知らせ
- 5 市民税・県民税の主な税制改正  
太田税務署から確定申告のお知らせ
- 6-7 暮らしの情報
- 8 まちの話題 幼稚園年長児が学校給食体験 ほかわがまちの文化財

発行 ひたちなか市広報広聴課 ☎029(273)0111  
編集 〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号



良い年になりますように

県指定天然記念物  
常緑広葉樹が茂る「酒列磯前神社の樹叢」





阿字ヶ浦海岸から望む日の出

# 令和3年 年頭のごあいさつ

新年あけましておめでとうございます。  
市民の皆さまにおかれましては、輝かしい希望に満ちた新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、本市の市政運営に対しまして、平素より深いご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。心から感謝申し上げます。

昨年を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちの生活が大きく変わった年となりました。不要不急の外出自粛や学校の臨時休校、多くのイベントの中止など、経験したことのない



ひたちなか市長

大谷 明



出来事が次々と起こりました。これまで普通にできていたことが突然でなくなってしまうことに、もどかしさや不安を覚えた市民の皆さまも多くいらつしやつたかと思えます。

このような中、ひたちなか市では、市民の皆さまの生活を守ることを第一に、昨年1年間で8回にわたって新型コロナウイルス感染症対策にかかる補正予算を計上し、感染症対策や経済対策に努めてまいりました。本年も緊張感をもって新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の終息にはもう少し時間がかかるかと思えます。感染症対策と経済対策のバランスを取りながら、この難局を乗り越えていきたいと考えております。

で、市民の皆さまにおかれましては、引き続き、ご家庭や職場等での感染症対策にご協力をお願いいたします。

さて、令和3年は丑年です。今年の干支である丑は、十二支の2番目にくることから子年に蒔いた種が芽を出して成長する時期とされています。このことをひたちなか市に置き換えてみますと、私が就任してから蒔いてきたさまざまな取り組みが芽を出す年となります。今年1年を通して、ひたちなか市の更なる発展に向けての土台をしっかりと築き上げてまいりたいと考えております。

市民の皆さまの安全安心な暮らしを守ることは当然のことですが、今年はそのに加え、ひたちなか市の魅力をもっと多くの人に知ってもらえるよう、市内の方はもちろんのこと、市外にお住いの方に向けても、たくさんの方の情報を発信していこうと考えています。ひたちなか市は、海や緑に恵まれた豊かな自然、バランスよく発展した多様な産業、快適な都市環境など、非常に住みやすいまちです。ひたちなか市の魅力をもっと多くのの人に知ってもらい、全国の人から「選ばれるまち」となるよう全力で取り組んでまいります。

結びに、今年一年が市民の皆さまにとって幸多き年となりますよう心よりお祈り申し上げます。新年の挨拶といたします。本年もよろしくお願いたします。





ひたちなかの

# 市民力

Vol.6

三好義章さん(77)  
日展会友・光風会会員・  
県芸術祭審査員・  
市美術協会会長などを  
歴任。湊本町在住。

動物の親子愛に心打たれて

牛を描いて40年

昨年11月に、喜寿記念の展覧会「三好義章展2020」を開催した三好義章さん。力作の多くは「牛」をモチーフとしたもので、動物のふれあい、親子愛を描き続けています。これまで、日展・光風会や県芸術祭を舞台に活躍してきました。

「絵を始めた頃は、写生に出かけて風景を描くことが何よりも楽しかった。絵を楽しむ気持ちは今でも大切にしているよ」そう話す三好さんが絵を始めたのは、小学校3年生。学校の先生が休日に開いてくれた絵画教室がきっかけでした。中学校では、美術クラブに入り、友人との共同制作や油絵を学ぶなど、絵の世界が広がっていきました。高校でも、美術部に所属。好きなことを仕事にしたいと、美術の先生の道を選びました。

大学では、彫刻、焼物、絵画など、美術全般を学びながら、絵画の作品づくりに没頭していきました。応募を重ね、在学中に那珂湊の風景を描いた作品が県展で初入選。教員になつてからも、校務の傍ら、身近な風景を中心に絵を描き続けました。

「ある日、題材探しに歩いていると、目に飛び込んできたのは、愛らしい仔牛。どっしりとした親牛は、ゆつたりと慈愛に満ちている。なんと可愛らしいのだろうと夢中で描いた。私の画家人生を変えた日」と三好さん。その時描いた絵は、自身初となる日展で入選。昭和51年のことでした。それからは、「牛」を描き続けて40年。絵のタッチや構図などの表現は変わっていますが、伝えたいことは変わらないといいます。

「ゆつたりとした牛から愛らしさ優しさの溢れる絵。この絵を見てみるとなんとなく、ほっとするな、愛情を感じるな。と、忙しくしている現代人にも、ふと立ち止まってもらえる、そういうものを描きたいね」

絵の楽しさ、厳しさを教えてくれた先生方、物事に一生懸命向き合ってくれた大切さを、改めて気づかせてくれた教え子たち。

「人生100年時代。感謝の気持ちを忘れず、これからも牛の魅力を伝えるため、絵の表現力を磨いていきます」

## 夢 輝く子どもたち

vol.1

長堀小学校 5年  
松木乃愛さん(11)

### 詩吟の楽しさ伝えたい

「難しい言葉もありますが、言葉の意味を調べながら歌っています。詩吟ならではの声の伸ばし方や響きが楽しいです」

漢詩や和歌などの古典の名詩を、独特の節をつけて歌う日本の伝統文化「詩吟」。茨城岳風会吟法会の会員として、佐野コミュニティセンターでの練習に参加する松木乃愛さんは、4歳から詩吟を始めました。準師範の祖父母に教わり、先に始めた3歳上の姉の花音さんが憧れの存在であり、身近なライバル。練習にも力が入りました。

努力が実り、日本伝統文化吟友会吟剣詩舞コンクール全国決勝大会で、平成30年には、漢詩の小学生以下を対象とする幼年の部で優勝。令和元年には、短歌の中学生以下を対象とする幼少年の部で優勝。大きな舞台で拍手をもらったことは、忘れられない思い出と話します。

「これからも詩吟を続け、祖父母のように詩吟の楽しさを伝えていきたいと思います。将来は、声を生かせる仕事をしたいです」





申告受付期間 2月8日(月)～3月15日(月)

## 市民税・県民税の申告のお知らせ

申告にあたって  
のお願い

- 申告会場は大変混雑しています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場では必ずマスクを着用してください。
- 入場時に検温を行います。37.5℃以上の発熱がある方や、検温を拒否する方等は入場をお断りします。体調がすぐれない方は、地区割日にこだわらず、受付日程内の体調が良い日にお越しください。なお、来場者が多く、申告会場内の間隔が確保できない場合は、受付制限を行うことがあります。
- 申告会場には記載台を設けませんので、事業所得や不動産所得を申告する方は、収支内訳書を必ず事前に作成してください。また、医療費控除を受ける方は、治療を受けた人、病院・薬局ごとに領収書を整理し、来場前に医療費控除の明細書を作成してください。

## ■申告が必要な方

1月1日現在、ひたちなか市にお住まいの方。ただし、次の①～③に該当する方は申告不要です。

- ①所得税の確定申告書を提出する方
- ②給与所得のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方
- ③公的年金等の所得のみの方

※②、③に該当する方でも、医療費控除等の各種控除を受けるためには申告が必要です。

申告フローチャート  
はこちらから▶



## ■市の会場で受付できない確定申告

- 青色申告
- 土地・建物(収用以外)や株式(特定口座以外)の譲渡所得、山林所得、先物取引の申告
- 初年度または連帯債務の住宅借入金等特別控除や住宅関連特別控除(住宅特定改修・認定住宅新築等)の申告
- 外国にお住まいの親族を扶養とする申告
- 外国税額控除の申告
- 仮想通貨に関する申告
- 雑損控除の申告 など

## ■休日の申告受付

次の休日に限り、申告の受付を行います。

○日 時 2月21日(日) 午前9時～午後3時

○申告対象者 公的年金等の所得または給与所得のみの方(営業、農業、不動産収入等のある方は除く)

※上記以外の確定申告者の方は、2月21日(日)・28日(日)に中央ビル(水戸市泉町2-3-2)で申告可。

## 郵送での申告書提出にご協力ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民税・県民税申告書を作成できる方は、必要書類を同封の上、次の宛先まで郵送してください。

〒312-8501 東石川2丁目10番1号 ひたちなか市市民税課

※確定申告もe-Taxで提出できます。郵送の場合は、太田税務署へ直接お送りください。

太田税務署 〒313-8686 常陸太田市金井町3662番地

## 申告会場および地区割受付日程表

期 日	勝田会場 市役所 議事堂棟 第2～4委員会室 (東石川2-10-1)	那珂湊会場 那珂湊支所 会議室1・2 (和田町2-12-1)
2月8日(月)	笹野町、長堀町、松戸町、小砂町	海門町、和田町
9日(火)	武田、西大島、勝田本町	湊泉町、平磯遠原町
10日(水)	東石川	柳が丘
12日(金)	高場	田宮原、十三奉行
15日(月)	金上、勝倉	相金町、田中後
16日(火)	田彦	相金町、柳沢
17日(水)	津田、後台	湊中央、湊本町、洞下町
18日(木)	津田、津田東	釈迦町、富士ノ上
19日(金)	高野	山ノ上町、牛久保
22日(月)	市毛	西十三奉行、烏ヶ台
24日(水)	足崎	南神敷台、北神敷台
25日(木)	足崎	磯崎町
26日(金)	三反田、枝川	磯崎町
3月1日(月)	馬渡	阿字ヶ浦町
2日(火)	馬渡、西光地	阿字ヶ浦町
3日(水)	中根	平磯町
4日(木)	中根	平磯町
5日(金)	稲田	平磯町
8日(月)	堀口、大平、大成町	幸町、八幡町
9日(火)	佐和、小貫山	栄町、東本町
10日(水)	長砂、外野、はしかべ	殿山町
11日(木)	東大島、東石川1～3丁目	部田野、美田多町
12日(金)	その他の地区	その他の地区
15日(月)	その他の地区	その他の地区

【受付時間】午前9時～午後3時

※長時間の滞留を避けるため、勝田会場の開場時間は8時15分になります。

## パソコンで「市民税・県民税申告書」が作成できます

1月18日(月)から、市HP経由で「令和3年度市民税・県民税申告書」の作成ができます。作成した申告書を印刷し、郵送で申告ができます。ぜひご利用ください。

※「確定申告書」は作成できませんので、ご注意ください。



▲申告書作成は  
こちらから

## 必要書類は必ず事前準備をお願いします

## 申告には次の書類をご用意ください

## ■本人確認書類 (①番号確認書類+②身元確認書類)

- ①番号確認書類 マイナンバーカード、通知カード(氏名・住所等が、令和2年5月25日以降も住民票と一致する方のみ使用可)等
- ②身元確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等

## ■所得の計算に必要な書類

営業、農業、不動産業など 事業を営む方	収支内訳書(必ず事前に作成してください)、領収書
給与収入のある方	給与所得の源泉徴収票
年金収入のある方	公的年金等の源泉徴収票
その他の収入がある方	それぞれの収入や経費が明らかになる書類

## ■所得控除を受けるために必要な書類

社会保険料控除	国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、その他の社会保険料の領収書・証明書
生命・地震保険料控除	生命保険料、地震保険料の控除証明書
医療費控除	医療費控除の明細書(添付が必要です。必ず事前に作成してください)・医療費通知等 ※セルフメディケーション税制を受ける場合は、上記の他に健康の維持増進や疾病の予防に関する取組を行ったことを明らかにする書類(例 各種検診等の領収書・結果通知表)
その他の控除 (障害者控除、寄附金控除等)	各種控除の内容が明らかになる領収書・証明書等

## ■その他

- 印鑑(認印可。ただしインク内蔵式ゴム印を除く)
- 金融機関の口座番号(申告者名義)が分かるもの(還付申告の方)

## ■確定申告には利用者識別番号が必要です

市の申告会場で申告する場合には、次のいずれかの書類をお持ちください。

- 税務署から「確定申告のお知らせ」の通知が届いている方はその通知
- 利用者識別番号を取得した際の書類
- 過去に市会場で確定申告した際に受けとった利用者識別番号が印字されている紙

※市の申告会場(勝田会場および那珂湊会場)で受け付けた確定申告書は、電子データで作成し、税務署へ送信しています。

【問合せ】市民税課☎内線3123～5

## 令和3年度から適用

## 市民税・県民税の主な税制改正

「働き方改革」を後押しする等の観点から、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの見直しと、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点での見直しが行われました。詳しくは、市HPをご覧ください。



▲市HP

## ①ひとり親控除の創設および寡婦控除の改正

婚姻歴や性別にかかわらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する単身者について「ひとり親控除(控除額:30万円)」が創設されました。

ひとり親控除に該当しない寡婦で、合計所得金額が500万円以下の方は、引き続き「寡婦控除(控除額:26万円)」が適用されます。

※ひとり親控除、寡婦控除のいずれも、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」等の記載がある方は対象外となります。

## ▼本人が女性の場合

配偶関係	改正前				改正後				未婚(新設)
	死別	離別	死別	離別	死別	離別	死別	離別	
本人所得	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下
扶養親族	子	30	26	30	26	30	26	30	30
	子以外	26	26	26	26	26	26	26	-
	無	26	-	-	-	26	-	-	-

寡婦控除

ひとり親控除

## ▼本人が男性の場合

配偶関係	改正前				改正後				未婚(新設)
	死別	離別	死別	離別	死別	離別	死別	離別	
本人所得	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下
扶養親族	子	26	-	26	-	30	-	30	30
	子以外	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-

## ⑤所得金額調整控除の創設

①給与等の収入金額が850万円を超え、下記のいずれかに該当する場合は、15万円を限度に給与所得から控除されます。

- 本人が特別障害者に該当する
- 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

$$\text{所得金額調整控除額} = \left( \frac{\text{給与収入金額} - 850 \text{万円}}{\text{上限} 1,000 \text{万円}} \right) \times 10\%$$

②給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の両方があり、その合計額が10万円を超える場合には、所得金額調整控除額が給与所得から控除されます(最大10万円)。

※①の控除額がある場合は、①の控除額を使用した後の金額から控除されます。

$$\text{所得金額調整控除額} = \left( \frac{\text{給与所得控除後の給与等の金額} \text{ 上限} 10 \text{万円} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額} \text{ 上限} 10 \text{万円}}{\text{上限} 10 \text{万円}} \right) - 10 \text{万円}$$

## ⑥扶養親族等の合計所得金額要件等および非課税基準の改正

給与所得控除や公的年金等控除の改正に伴い、扶養親族等の所得要件や非課税基準が変更されます。

要件等	改正前	改正後
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件	合計所得金額38万円(または給与収入103万円*1)以下	合計所得金額48万円(または給与収入103万円*1)以下
配偶者特別控除にかかる配偶者の合計所得金額要件	合計所得金額38万円超123万円以下	合計所得金額48万円超133万円以下
勤労学生控除の合計所得金額要件	合計所得金額65万円以下	合計所得金額75万円以下
障害者等*2に対する非課税措置の合計所得金額要件	合計所得金額125万円以下	合計所得金額135万円以下
均等割の非課税限度額の合計所得金額	28万円×(被扶養者数+1)+16万8千円*3	28万円×(被扶養者数+1)+10万円+16万8千円*3
所得割の非課税限度額の総所得金額等	35万円×(被扶養者数+1)+32万円*3	35万円×(被扶養者数+1)+10万円+32万円*3

\*1 給与の場合、収入金額は改正前と変更なし

\*2 障害者、未成年者、寡婦または未婚のひとり親

\*3 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合は加算

## ⑦調整控除の改正

合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用がなくなります。

## ②給与所得控除の改正

基礎控除の引き上げに伴い、給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。また、その上限額が適用される給与等の収入金額が850万円(改正前:1,000万円)に引き下げられ、控除上限額が195万円(改正前:220万円)に引き下げられます。

## ③公的年金等控除の改正

基礎控除の引き上げに伴い、公的年金等控除額が一律10万円(公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合は20万円、2,000万円を超える場合は30万円)引き下げられます。また、公的年金等の収入が1,000万円を超える場合の公的年金等控除額は195万5千円とされます。

## ④基礎控除の改正

基礎控除額が一律10万円引き上げられるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える場合、その合計所得金額に応じて控除額が減り、2,500万円を超えると基礎控除の適用がなくなります。

【問合せ】市民税課☎内線3123～5

## 太田税務署から確定申告のお知らせ

## 所得税・個人消費税・贈与税の申告受付

期間 2月16日(火)～3月15日(月)(土・日・祝を除く)

相談受付 午前8時30分～午後4時(相談開始:9時～)

場所 太田税務署 別館2階 第一、第二会議室

○新型コロナウイルス感染症対策として、還付申告の相談を2月15日(日)以前(1月中含む)も受け付けます。

## 休日の申告会場

日時 2月21日(日)、28日(日) 午前9時～午後4時

場所 中央ビル(水戸市泉町2-3-2)

○現金納付の窓口業務は行いません。

○この2日間は太田税務署での業務は行っていません。

○駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

## 税務署申告会場での注意点

○混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。整理券は各会場当日配布します。整理券の配布状況に応じて、午後4時前であっても相談受付を終了する場合があります。

※整理券はLINEでも事前発行します(1月中旬頃対応予定)

○来場の際はマスクを着用し、できる限り少人数でお越しください。また、会場では検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は、入場をご遠慮いただく場合があります。

## 確定申告にはe-Tax・スマホ申告が便利

自宅等でパソコン・スマホから利用できます。感染防止の観点からも、ぜひe-Tax・スマホ申告をご利用ください。



国税庁HP  
確定申告特集



【問合せ】太田税務署☎0294-72-2171(自動音声)



募集

●令和3年度  
小・中学校体育施設  
新規使用希望団体募集

市民の体づくりとスポーツ、レクリエーションの普及・奨励のため、市内小・中学校の体育施設を開放しています。

**対象** 市内に住所を有する者または市内に通勤、通学する者で組織された団体。責任者は20歳以上 **開放施設** 市内小・中学校の体育館、運動場、武道場 **使用開始** 令和3年4月から ※詳しくは1月下旬に市HPをご覧ください。 **問合せ** 教育委員会総務課☎内線 7305

●消防団員募集中

あなたの力を待っています

消防団は、消防署と同様に消防組織法に基づき設置される消防機関です。火災現場での消火活動のほか、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。また、女性の消防団員も啓発活動などで活躍しています。あなたも地域のために活動してみませんか。 **問合せ** 生活安全課消防団担当☎ 270-0025

文化・教養

●くらしの講座

■シニアのためのLINEの

安全な使い方講座

**日時** 2月10日☎、17日☎ 午後2時～4時 ※各日同内容 **場所** ふあみりこらば **講師** 嶋志田里子さん **対象** 市内に居住・通勤する65歳以上の方 ※同講座未受講者

**定員** 各日先着10人 **費用** 無料 **申込み・問合せ** 1月20日☎午前8時30分～電話で消費生活センター☎内線 3233

●食の安全・安心講座

■新型コロナウイルス感染対策食事法

**日時** 2月16日☎ ①午前10時～11時30分 ②午後2時～3時30分 ※同内容 **場所** ふあみりこらば **講師** クッキングスクールネモト 根本悦子さん **対象** 市内に居住、通勤、通学する方 **定員** 各日先着20人 **申込み・問合せ** 1月19日☎午前8時30分～電話で消費生活センター☎内線 3233

●男女共同参画講座

■災害時に役立つ「ひもトレ講座」

～ひも一本でカラダ目覚める～

**日時** 2月9日☎ 午前10時～11時30分 **場所** 男女共同参画センター **講師** Be natural 主宰 古谷久生子さん **対象** 市内に居住、通勤、通学する方 **定員** 先着15人 **費用** 500円 **持ち物** ヨガマットまたはバスタオル、水分、動きやすい服装 **申込み・問合せ** 市男女共同参画センター☎ 029-354-0167

●こらぼDEまなほ

■東日本大震災から10年

「災害ボランティア」について学ぶ

**日時** 2月10日☎ 午後1時30分～3時 **場所** ふあみりこらば **講師** 旅キャリア代表 武田直樹さん **内容** 災害とは何か、ボランティアの種類、求められる支援を学びます **定員** 12人 ※申込多数の場合抽選 **費用** 無料 **申込み・問合せ** 1月27日☎(平日午前9時～午後5時)までに直接または電話でふあみりこらば☎ 272-6301

●市民活動フォーラム2021  
このまちの市民力を未来へ!

**日時** 2月13日☎ 午後1時30分～4時50分 **場所** ワークプラザ勝田 **内容** 講演「市民力とその継承」(船木成記さん)、パネルディスカッションなど **対象** 市民活動に関心のある方 **定員** 先着100人 **費用** 無料 **託児** あり **要予約** **申込み・問合せ** 2月5日☎までに電話で市民活動課☎内線 3222、市民交流センターひたちなか・ま☎ 276-0101 (☎休館)

●高齢者交通安全研修会

**日時** 3月15日☎ 午後1時30分～3時 **場所** 安全運転中央研修所 附属交通公園(国営ひたち海浜公園 南駐車場入口向い側) **内容** ダミー人形による飛び出し実験、歩行実技など **対象** 市内在住65歳以上で会場に直接来られる方 **定員** 先着30人 **費用** 無料 **申込み** 2月5日☎までに生活安全課☎内線 3212

●精神保健福祉基礎講座

**日時** 2月20日☎ 午前10時15分～午後3時30分 **内容** オンライン講義で、知っておきたい精神保健福祉の知識を学ぶ ※後日資料を送付 **講師** 県立こころの医療センター医師 中村恵先生 **費用** 無料 **申込み・問合せ** 電話で地域活動支援センターふわり☎ 264-1500

●経営力向上セミナー

■Excel2013関数テクニック活用講座

**日時** 2月2日☎、3日☎ 午前10時～午後5時 **費用** テキスト代2,530円

■Access2013 応用講座

**日時** 2月9日☎、10日☎ 午前

10時～午後5時 **費用** テキスト代2,200円

■Excel2013 マクロ・VBA 講座

**日時** 2月17日☎、18日☎ 午前10時～午後5時 **費用** テキスト代2,860円

★共通 **場所** ひたちなかテクノセンター **定員** 8人 **費用** 受講料16,500円 **申込み・問合せ** 同センター☎ 264-2200

●ひたちなか商工会議所  
新春特別講演会

■With コロナ時代のコミュニケーションとモチベーション

**日時** 1月27日☎ 午後2時30分～4時 **場所** ホテルクリスタルパレス **講師** パックンマックン **定員** 200人 **問合せ** ひたちなか商工会議所☎ 273-1371

●茨城工業高等専門学校  
公開講座

■元予備校講師が語る、科学的勉強法

**日時** 2月11日☎ 午後1時～4時 **場所** 茨城工業高等専門学校 **対象** 中学1・2年生親子 ※中学生のみでも受講可 **定員** 50組 ※申込多数の場合抽選 **費用** 無料 **申込み** 1月29日☎までに同校HPから申し込み **問合せ** 同校総務課☎ 271-2807 ▲高専HP



1月の  
納期限



- 市・県民税4期
- 国民健康保険税7期
- 後期高齢者医療保険料7期
- 介護保険料7期

市における人材確保、定住・定職の促進  
奨学金の返還を支援します

対象者	次の①～⑥の全てを満たす方 ①奨学金の貸与を受けて、学校(大学、専修学校等)を卒業した方 ②申請時にひたちなか市内に住所を有している方 ③市内で、保育士、看護師、介護福祉士など医療福祉分野の専門職や、中小企業に正規雇用され勤務する方、または起業した方や農業・漁業等の第一次産業に従事する方で1年以上継続している方 ④奨学金の返還を行っており、滞納がない方 ⑤市町村民税等の滞納がない方 ⑥他制度による奨学金を対象とした助成・補助を受けていない方 ※詳しくは、市HPなどをご覧ください。
対象となる奨学金	○ひたちなか市奨学資金 ○日本学生支援機構 第一種・第二種奨学金 ○茨城県奨学資金、その他地方公共団体が貸与する奨学資金
支援額	申請の前年度に返還した奨学金の額の2分の1(上限10万円)
支援対象期間	初回の申請年度から最大8年間
申請方法	必要書類をそろえて、教育委員会総務課まで持参または郵送 ※返還支援補助募集要項や必要書類は、教育委員会総務課で配布。市HPからもダウンロード可
申請期間	令和3年3月31日☎(必着)まで随時
申請・問合せ	教育委員会総務課☎内線 7306

新型コロナウイルス感染症対策事業者向け  
支援策の申請期間延長

新型コロナウイルス感染症の先行きが不透明な中、影響が長期化していることから、より多くの市内中小・小規模事業者および個人事業主の事業継続を後押しするため、申請期間を延長しました。

支援策名	制度概要
緊急中小企業等事業継続支援金	国の持続化給付金の対象外となる、前年同月比で売上が20%以上50%未満減少している中小企業者等へ、定額の支援金(中小・小規模事業者:20万円/個人事業主:10万円)を給付。
中小企業等固定費支援金	前年同月比で売上が20%以上減少し、国の家賃支援給付金の対象にならない業者の家賃・地代、もしくは光熱水費等の固定費にかかった2カ月分を補助率1/2、月額上限10万円で補助。
デジタル技術活用促進補助金	テレワークやオンライン商談等に必要となるデジタル技術活用を支援するため、関連機器の購入費や導入にかかる委託料等を補助。(補助率2/3、上限:デジタル技術活用環境整備30万円/バーチャル工場見学導入50万円)
専門家支援活用補助金	国や県の各種助成・補助制度申請等に際し、専門家を活用した事業者に対して、当該経費を補助率1/2、上限5万円で補助。
延長後の申請期間	令和3年2月26日☎ 必着
【問合せ・申請書提出先】 商工振興課☎内線 1341、2 (〒312-8501 東石川2丁目10番1号)	



**保 健**  
健康推進課  
(ヘルス・ケア・センター)  
☎276-5222

●各種保健相談

本人や保護者、ご家族等に発熱、咳などの症状がある場合は、来所をご遠慮ください。予約・開催場所はヘルス・ケア・センター。

■母子保健相談

	ヘルス・ケア・センター ※要予約	那珂湊保健相談センター ※要予約
日程	2/10(※) 2/25(※)	2/5(金)
受付時間	9:30～10:30	13:30～14:00

内容 身体計測、保健相談、栄養相談  
対象 生後3カ月以上の乳幼児  
持ち物 母子健康手帳、フェイスタオル  
※電話相談は随時受付中

■助産師によるおっぱい相談

日程 2月10日(※)、25日(※) 受付時間 午前9時30分～10時30分  
※要予約 内容 母乳相談 持ち物 母子健康手帳、タオル

■乳幼児歯つばい相談

日程 2月10日(※)、25日(※) 受付時間 午前9時30分～10時30分  
※要予約 内容 歯科相談 対象 生後3カ月以上の乳幼児 持ち物 母子健康手帳

■離乳食教室

日程 2月19日(金) 受付時間 ①9時30分～45分 ②10時30分～45分  
※要予約(各回10組) 内容 管理栄養士による離乳食作りの実演・試食、希望者は栄養相談  
対象 4～6カ月の乳児がいる保護者 持ち物 母子健康手帳、乳児同伴の場合バスタオル(感染防止のため、乳児の来所は控えてください)

■心の健康相談

日程 2月25日(※) 受付時間 午後1時30分～3時30分 ※要予約

対象 ひきこもりや気分が落ち込むなど、心に悩みを持ち、医師の診断を受けていない本人と家族 相談員 精神保健福祉士

■健康相談・栄養相談・歯科相談

日程 2月10日(※) 受付時間 午後1時30分～2時30分 ※要予約  
対象 生活習慣病や栄養、口腔衛生について相談したい方

**案 内**

●傷病手当金支給の適用期間が延長されました

市報5月25日号、10月10日号でお知らせした「新型コロナウイルスの影響に係る傷病手当金の支給の適用期間」が、令和3年3月31日まで延長となりました。国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方で、傷病手当金の要件に該当すると思われる方は、必ず事前に電話で問い合わせください。 問合せ 国保年金課☎内線 1181、2

●ひとり親家庭等のための児童扶養手当を支給します

支給対象 次のいずれかにあてはまる「児童」(18歳に到達して最初の3月31日までの子ども)を保護者として養育している父、母、または養育者。 ①父母が婚姻(内縁関係を含む)を解消した児童 ②父または母が死亡した児童 ③父または母が一定の障害にある児童 ※その他受給できる要件があるほか、公的年金等を受給している方は、支給に制限がありますのでご相談ください。また、障害年金は令和3年3月分(5月支給分)より、手当額が年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を受給できるようになります。障害年金を受給しているひとり親の

方のうち、児童扶養手当の認定を受けていない方は申請が必要です。  
支給額 手当の受給には所得の制限があり、受給者本人、または同居の親族の方の所得によって、手当の一部または全部が支給停止になることがあります。

■月額(令和2年4月1日現在)

全部支給(最高額)	一部支給
43,160円	10,180円～43,150円

※対象児童2人目は最高で10,190円、対象児童3人目以降は最高で1人6,110円加算されますが、いずれも所得に応じて支給額が決定されます。 申請・問合せ 子ども政策課☎内線 7224、那珂湊支所保険福祉担当☎内線 271

●水道管の凍結にご注意

気温が氷点下になると、防寒対策が不十分な水道管は凍結することがあります。凍結すると水の出が悪くなったり、場合によっては破裂することもあります。特に、家の北側や風当たりの強いところ、屋外でむき出しになっている水道管は凍結しやすいため注意が必要です。 問合せ 水道事業所業務課☎内線 22、23

●農業に伴い発生する廃棄物の適正処理を

農業者は、法に基づき廃棄物を適正に処理しなくてははいけません。ほしいも加工の際に発生する芋の皮や切れ端、ハウス用の農業用ビニールやマルチフィルムなどの農業用ポリエチレンを、みだりに廃棄すると不法投棄として罰せられますので、産業廃棄物処理業者に依頼してください。肥料として畑に還元する場合は、有害鳥獣の餌や悪臭の発生源にならないような配慮をお願いします。 問合せ 農政課☎内線 1333

●農地等所有状況申告書の提出はお済みですか

農地等所有状況申告書は、農業委員会の事務処理で使用する大切な基本情報です。申告書の提出がないと、市内に農地を所有している方等に交付する各種証明書やその他許可関係に必要な手続きが受けられなくなりますので、必ず提出してください。 提出方法 1月29日(金)までに同封の返信用封筒で郵送 問合せ 農業委員会事務局☎内線 1327

●茨城県最低賃金と特定最低賃金が改正されました

12月31日から適用されます。

特定最低賃金名	時間額
鉄鋼業	945円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	907円
理化学機械器具、医療用機械器具、光学機械器具・レンズ、電気機械器具、情報通信機械器具など	904円
各種商品小売業	874円

※茨城県最低賃金は851円に10月1日より改定されました。

問合せ 県労働局賃金室☎224-6216、最寄りの労働基準監督署

**図書館**

●3館共通

来館の際は、手指の消毒、マスクの着用等にご協力ください。

■2月休館日

1日(月)、8日(月)、15日(月)、22日(月)、25日(木)

●祝日のごみ収集日変更

■資源回収ごみ(建国記念の日) 第2、4火曜日地区  
2月11日(木)⇒2月13日(土)  
問合せ 廃棄物対策課 ☎内線 3324～6

**20歳になったら国民年金**

国民年金は、老後や万一の際に備え、現役世代みんなで支えあう制度です。日本国内に居住する20歳以上60歳未満の全ての方に、国民年金への加入義務があります。20歳の誕生日以降に、日本年金機構より国民年金加入のお知らせ、年金手帳、納付書等が送付されます。

対象者 20歳の誕生日の前日時点で、自営業・農業・漁業に従事する方や学生等(厚生年金保険や共済組合に加入していない方)

保険料 月額16,540円(令和2年度)

納付場所 金融機関、郵便局、コンビニエンスストア


お得な納付方法

保険料を早めに納めること(前納)により、保険料が割引されます。納付書による現金納付以外にも、口座振替やクレジットカード納付を利用することで、よりお得で便利な納付が可能です。

免除・猶予・学生納付特例制度

国民年金保険料を未納のままにすると、将来の老齢年金や万一の際の障害基礎年金、遺族基礎年金等を受け取ることができなくなる場合があります。保険料の納付が困難な場合は、早めに免除・猶予・学生納付特例(学生の場合)の申請を行きましょう。詳しくは問い合わせください。

【申請・問合せ】国保年金課☎内線 1185、6  
那珂湊支所保険福祉担当☎内線 275  
水戸北年金事務所☎231-2283



阿部歯科診療所  
**阿部 健**

**咬み合わせと顔と体**

きれいな歯と言え、きれいな歯並び、白い歯が思い浮かびますが、大切なのは「咬み合わせ」です。咬み合わせが悪いと、顎の動きや咀嚼筋に過度の緊張をもたらします。その緊張は表情筋にも伝わり、不自然な表情を作るものになります。

また、筋肉の緊張が長く続くと、顎の関節に異常をきたし顔がゆがみ、首や肩、腰など体にも影響が出ます。逆に体がゆがみがあるために、咬み合わせがずれるということもあります。

次のような癖がある場合は、体がゆがむ可能性が大きいので注意しましょう。

- いつも同じ側で食べる「噛み癖」
- 頬杖をつく
- 寝るときはいつも同じ横向き、あるいはうつ伏せの姿勢になる
- いつも決まった側の肩にバッグをかける
- 仕事やスポーツなどで片側ばかり使うことが多い
- いつも決まった側の脚を組んで座る
- 休める姿勢ではいつも片足に重心をかける

このように、いつも同じ側に負担をかけるのと体のゆがみ、咬み合わせのずれの原因になります。これらは入れ歯の方も同様です。咬み合わせの悪い入れ歯を使用していると歯肉が痛くなくとも、筋の緊張により顎の動きが悪くなります。

口の健康は、むし歯や歯周病の予防だけにとどまらず、定期的に咬み合わせのチェックも受けてください。



## 洗い残しが目で見てわかる！ 手洗いチェッカーで感染予防授業

LED手洗いチェッカーを使用した保健指導が12月14日、那珂湊第一小学校で行われました。手洗いチェッカーは、感染予防の基本である手洗い指導での活用を目的に、学校保健特別対策事業費補助金、認定こども園等教育支援体制整備事業費を活用して購入し、市内小・中学校、市立幼稚園に設置しています。

子どもたちは、自分の手の洗い残しを観察しながら、よごれ落ちを意識した丁寧な手洗いを学んでいました。

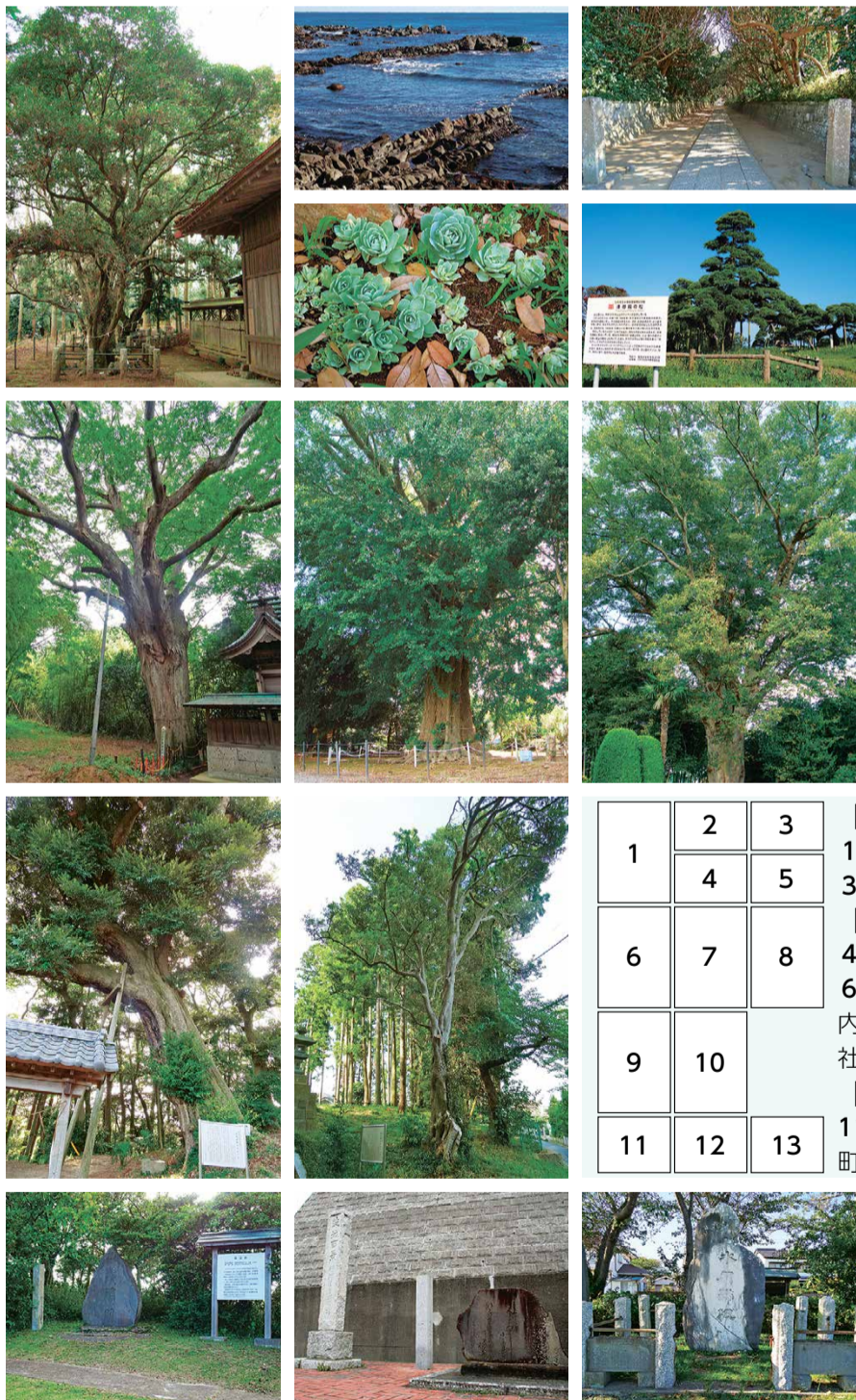


## 幼稚園年長児が 学校給食を体験

年長児の子どもたちに学校給食の楽しさを味わってもらうとともに、食育に触れて食材などに関心を持ってもらうことを目的とした「学校給食体験」が12月10日、東石川小学校で行われました。東石川幼稚園の5歳児クラス29人が参加。野菜に扮した市管理栄養士から、栄養や食材のお話を聞いた後、子どもたちも給食の準備に参加し、みんなで給食を食べました。



この日の献立  
黒パン、牛乳、チリビーンズ、  
寒天入りヘルシーサラダ



## わがまちの文化財

〜天然記念物・名勝編〜

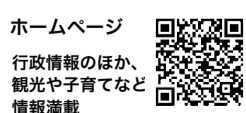
私たちの住むひたちなか市には、先人たちが歩んできた歴史を語る多くの「文化財」があります。文化財には、有形（建造物・工芸品・考古資料など）、無形（芸能・工芸技術）、民俗文化財、記念物（史跡・名勝・天然記念物）があり、大切に保存していく必要があります。

文化財の中でも特に重要と認められるものは、重要度に応じて国・県・市の指定文化財として保護されています。現在、市には国指定2件、県指定15件、市指定53件、計70件の指定文化財があります。

- 今回は、天然記念物（学術上貴重な動物・植物・鉱物など）および名勝（風致景観の優秀な庭園・海浜・展望地など）を紹介いたします。
- 身近なところに、数百年の時間を刻んだ樹木や、風光明媚な場所があります。市民の皆さまの貴重な財産ですので、ぜひ「見て」「感じて」ください。
- ※個人宅内にある天然記念物もありますので、ご注意ください。
- |    |    |    |
|----|----|----|
| 1  | 2  | 3  |
| 4  | 5  |    |
| 6  | 7  | 8  |
| 9  | 10 |    |
| 11 | 12 | 13 |
- 【県指定天然記念物 3件】  
1\_ 金砂山の大ヒイラギ（堀口 金砂神社内） 2\_ 平磯白亜紀層（平磯町）  
3\_ 酒列磯前神社の樹叢（磯崎町 酒列磯前神社内）
- 【市指定天然記念物 7件】  
4\_ イワレンゲ（湊中央 湊公園内） 5\_ 湊御殿の松（湊中央 湊公園内）  
6\_ 素鷲神社の大ケヤキ（足崎 素鷲神社内） 7\_ 足崎のイチョウ（足崎 個人宅内）  
8\_ 高野のケヤキ（高野 個人宅内） 9\_ 湊神社のスダジイ（武田 湊神社内）  
10\_ 湊神社のヒイラギ（武田 湊神社内）
- 【市指定名勝 3件】  
11\_ 観瀾所（磯崎町） 12\_ 姥のふところ（殿山町一丁目） 13\_ 永門帰帆（和田町二丁目）

1月26日は「文化財防火デー」です  
貴重な文化財を火災から守りましょう

【問合せ】文化財室☎内線 7307



ホームページ  
行政情報のほか、  
観光や子育てなど  
情報満載

まちの話題ブログ  
まちの話題を写真  
とともに紹介

ひたちなか  
安全安心メール  
防災情報等を配信

LINE

Twitter

Instagram